滋賀県汚水処理施設整備構想2026（案）【概要版】　令和●年●月

1　見直しの背景と目的

本県は都道府県構想として、平成10年に「滋賀県汚水処理施設整備構想」を策定し、現在は平成28年に見直した「滋賀県汚水処理施設整備構想2016」に基づき、県および市町において、下水道、集落排水施設、合併浄化槽等の汚水処理施設の整備を進めているところである。しかしながら、県内の人口動態および産業立地の状況などの社会情勢の変化や老朽化による更新需要の拡大が見込まれる中、より一層の効率的な施設整備と持続可能な運営を行っていく必要があることから、現構想(2016)の見直しを行った。

また、都道府県構想の一部として令和4年12月1日に策定した「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化計画」についてもあわせて見直しを行った。

2　目標年次

■基準年（現況）　　令和　４年度
■中間計画の目標年次　令和１７年度（策定から10年後）
■長期計画の目標年次　令和２７年度（整備の完了年度（100%））

3　見直しのポイント

①下水道計画区域の精査

未普及地域や人口減少が進む地域を対象に下水道区域の精査を行い、合併浄化槽区域への転換を検討した。

②人口フレームの設定

最新の将来人口予測※を基本とし、市町において目標年次の将来人口を設定した。
※国立社会保障・人口問題研究所が公表する値（令和５年12月公表）や市町の人口ビジョンなど

③開発計画の確認

産業立地に関する施策や事業所への調査等を踏まえ、開発計画に必要な区域と発生汚水量を確認した。

④集落排水施設および単独公共下水道の老朽化対策と流域下水道への統合検討
⑤し尿処理の在り方およびし尿処理施設の老朽化対策と流域下水道への統合検討

老朽化が進行する各汚水処理施設の更新費・維持管理費の削減や効率的な運営管理のため、各市町で施設の統廃合を検討した。⇒広域化・共同化計画への反映

4　見直しの結果

①汚水処理形態別人口と普及率

■新構想(2026)における汚水処理形態別人口普及率は、現構想(2016)と比較して下水道の割合は0.9ポイント増加、農業集落排水施設は0.3ポイント減少、合併浄化槽は0.5ポイント減少となった。

■将来において開発計画が見込まれない区域を下水道区域から浄化槽区域に見直し、また開発動向にあわせて一部の下水道区域と浄化槽区域を交換。

■人口減少を踏まえた区域見直しは、地元調整等に時間を要することから、今後も検討を進めていく。

表１　見直し計画値（汚水処理形態別人口と普及率）

項目		関係市町数	汚水処理形態別人口				汚水処理形態別人口普及率			
			実績 令和４年度（人）	新構想 令和17年度（人）	新構想 令和27年度（人）	現構想 令和27年度（人）	実績 令和４年度（%）	新構想 令和17年度（%）	新構想 令和27年度（%）	現構想 令和27年度（%）
下水道	流域関連公共下水道	19	1,184,726	1,195,269	1,148,070	1,134,588	84.0	88.2	89.7	89.0
下水道	単独公共下水道	4	120,961	119,428	116,440	114,188	8.6	8.8	9.1	9.0
下水道	計	19	1,305,687	1,314,697	1,264,510	1,248,776	92.5	97.0	98.8	97.9
農業集落排水		11	59,261	22,188	7,764	12,106	4.2	1.6	0.6	0.9
林業集落排水		1	39	29	26	28	0.0	0.0	0.0	0.0
小規模集合排水		1	19	16	14	19	0.0	0.0	0.0	0.0
合併浄化槽		19	34,163	14,430	7,520	14,071	2.4	1.1	0.6	1.1
汚水処理人口合計		19	1,399,169	1,351,360	1,279,834	1,275,000	99.1	99.8	100.0	100.0
その他		19	12,020	3,366	0	0	0.9	0.2	0.0	0.0
合計		19	1,411,189	1,354,726	1,279,834	1,275,000	100.0	100.0	100.0	100.0

②集落排水施設および単独公共下水道の統廃合

■老朽化が進行している集落排水施設の統廃合については、各市町が施設ごとに検討を行った結果、令和5年度から令和27年度までに**113施設**の農業集落排水施設が流域下水道へ統合する(7施設増)。
■農業集落排水施設の流域下水道への統合を取りやめ、農業集落排水施設として継続する(2施設)。
■単独公共下水道施設は改築更新時期等に合わせ、継続して流域下水道への統合の可否を検討する。

表2　集合処理施設の数

整備手法	実績 令和４年度				新構想（2026）								現構想（2016）	
					令和17年度				令和27年度				令和27年度	
	下水道区域内			下水道区域外	下水道区域内			下水道区域外	下水道区域内			下水道区域外	下水道区域内	下水道区域外
	統合済	統合予定	計		統合済	統合予定	計		統合済	統合予定	計			
流域下水道	－	－	4	－	－	－	4	－	－	－	4	－	4	－
単独公共下水道	－	－	5	－	－	－	5	－	－	－	5	－	5	－
農業集落排水施設	55	106	161	55 *	135	33	168	48	168	0	168	48	161	54 *
林業集落排水施設	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
小規模集合排水施設	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
排水施設　合計	55	106	161	57	135	33	168	50	168	－	168	50	161	56

*現構想（2016）策定後に集落排水施設が1箇所新設されたため、現構想の下水道区域外と一致しない

③し尿処理および浄化槽事業と下水道の連携

■将来人口の減少や下水道整備に伴う汚水処理人口の変化等により、し尿や浄化槽汚泥の発生量は今後減少することから、し尿処理施設の整備時期や下水道施設の能力、周辺環境等を考慮した上で、し尿および浄化槽汚泥を流域下水道へ投入することについて市町の意向を確認した。令和7年度末時点では、**4つ**のし尿処理施設が既に流域下水道へ投入済みであり、今回新たに**3つ**のし尿処理施設が投入する意向があることから、継続的に検討を進める。

④広域化・共同化計画の見直し

■ハード面のメニュー：農業集落排水施設、単独公共下水道施設およびし尿処理施設の統合の３つの連携メニューとする。引き続き各市町と滋賀県で個別協議を進めていく。
■ソフト面のメニュー：各市町における汚水処理事業の現状と課題を踏まえて、優先的に取り組む項目を設定し、各項目についての評価を行い、今後も維持管理業務の共同化等に向け、引き続き勉強会や情報交換を実施する。
■「持続性向上のための上下水道事業連携ワーキンググループ」の議論を今後反映していく。

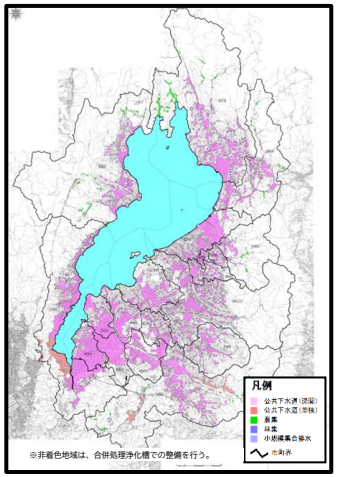

図１　滋賀県汚水処理施設整備構想図2026

表３　滋賀県汚水処理事業広域化・共同化計画

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー	連携に関わる施設名等	滋賀県汚水処理事業広域化・共同化研究会の設置	メニューに対するスケジュール（年度）
			2018 (H30)	短期（～３年）2026（R8）～2028（R10）／中期（～５年）2030（R12）／長期的な方針（～10年）2035（R17）
滋賀県、８市町	農業集落排水施設の統合	農業集落排水処理施設		・段階的に下水道へ接続　※2045年度（令和27年度）までに統合完了
滋賀県、１市	単独公共下水道施設の統合	単独公共下水道施設		・流域下水道への統合の可否を検討
滋賀県、３市	し尿および浄化槽汚泥の投入	し尿処理施設		・流域下水道への投入に向け、個別協議を開始
滋賀県、県内19市町	雨天時浸入水対策	下水道施設		・手引き等事務約資料の作成・活用 ／ ・共同化に向けた検討
	災害対応			・保有資機材情報の一元管理 ／ ・役割分担、費用分担、人材支援等に向けた検討 ・県内統一の災害対応訓練 ／ ・災害支援協定の締結に向けた検討
				・上下水道が連携した災害対応訓練の実施
				・上下水道BCP（共通）の検討・策定
	維持管理業務の共同化（管路、マンホールポンプ）			・上下水道が連携した共同調達の実施（調達物の選定、調達体制の構築等）
				・上下水道が連携した給排水設備申請書類の統一化
				・給排水設備指定工事店登録申請事務の統一化
				・管路の点検・調査の共同化 ／ ・管路の診断・解析の共同化
				・接続点の水質調査の共同化 ／ ・マンホールポンプ保守点検の共同化 ・下水道台帳の共有化 ／ ・汚口業務の共同化に向けた検討 ・施設修繕工事の共同化に向けた検討
	維持管理業務の共同化（ウォーターPPP）			・先行自治体へのヒアリング ・各自治体における導入調査 ・先行処理区での導入実施 ／ ・導入・検討状況の共有と検証 ・広域型ウォーターPPPの検討
	人材育成・確保	-		・大学等との連携（県・市町上下水道部局合同での出前講座等） ・転職サイトやイベントへの参加 ・採用情報等の共同発信（合同説明会、ポスター等） ・下水道技術講習会等の実施 ・下水道事業者間の受入研修の実施
				・自治体間の人材交流
	財源確保（予算、料金・使用料）	-		・交付金・補助金制度の勉強会、活用事例の情報共有 ・国等への要望活動 ・料金等水準の現状把握 ・料金等改定の要否検討、必要に応じて改定